

工事成績要件付入札の試行実施について

建設工事の施工の適正化及び品質の確保を図るため、「平成26年6月以降の入札・契約制度の改定について（平成26年5月1日HP掲載）」でお知らせしました、入札参加資格として工事検査評定の要件を取り入れた「工事成績要件付入札」を試行実施します。

◇ 入札参加対象業者

前年度中に完成した工事で工事検査評定点が80点以上の工事を施工した建設業者

※ 共同企業体及び別に定める欠格事項に該当する場合は、対象業者に含めないこととします。

◇ 実施対象工事

試行実施の対象となる工事については、対象となる工事業種や業者数の状況等により選定します。

なお、平成26年度においては、「土木一式工事」、「舗装工事」、「水道施設工事」で各1件、合計3件の工事での実施を予定しています。

※ 対象業者が少数である等の理由で、当該年度において工事成績要件付入札を実施できない場合があります。（この場合には、次年度において前年度の対象業者を含めて工事成績要件付入札を実施する場合があります。）

伊勢市工事成績要件付入札試行要領

(目的)

第1条 この要領は、本市の工事検査評定で優良な評定を受けた工事を施工した建設業者の受注機会を拡大し、工事の適正な履行及び品質の確保を図ることを目的として、工事成績を入札の参加資格要件とする入札（以下「工事成績要件付入札」という。）を試行するにあたり、伊勢市要件付一般競争入札事務取扱要綱（平成20年6月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格要件)

第2条 工事成績要件付入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 工事成績要件付入札を実施する年度の前年度において、当該入札と同じ業種の工事（共同企業体の施工による工事は除く。）の検査評定で80点以上の評定を受けたこと。
- (2) 本市の一般競争入札資格者の名簿において、地区区分が「市内本店」又は「準市内」で登録があること。
- (3) 前2号のほか、案件ごとに定める入札参加資格要件を満たすこと。

2 入札参加資格要件を満たす者が少数で入札の公正性が確保できないと考えられる場合等、当該年度において工事成績要件付入札を実施することが困難な場合にあっては、前項第1号中、「前年度」とあるのは「前年度又は前々年度」と読み替えるものとする。

(欠格事項)

第3条 前条の要件を満たす者が、同条第1項第1号の要件を満たす工事を施工した年度から工事成績要件付入札の実施までの間に次の各号のいずれかに該当した場合、工事成績要件付入札への参加は認めないものとする。

- (1) 伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止措置を受けたとき。
- (2) 工事の検査評定で65点未満の評定を受けたとき。
- (3) その他工事成績要件付入札に参加させることがふさわしくないと認められるとき。

(試行対象工事)

第4条 工事成績要件付入札の試行対象とする工事は、対象業者及び発注業種等を勘案して決定する。

2 工事成績要件付入札の実施に当たっては、当該工事の入札公告において工事成績要件付入札の試行工事である旨を明記するものとする。

附 則

この要領は、平成26年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。